

令和5年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和5年9月21日（木曜日）

議事日程第5号

令和5年9月21日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第79号から同第81号まで、陳情第4号、発議第2号及び同第3号
- 日程第4 議案第82号
- 日程第5 議案第83号及び同第85号
- 日程第6 議案第84号
- 日程第7 議案第68号から同第78号まで
- 日程第8 発議第4号
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第79号から同第81号まで、陳情第4号、発議第2号及び同第3号
- 日程第4 議案第82号
- 日程第5 議案第83号及び同第85号
- 日程第6 議案第84号
- 日程第7 議案第68号から同第78号まで
- 日程第8 発議第4号
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹君	副市	長	井川	賢一君	
総務部	長	渡辺	孝志君	市民部	長	小林	正広君	
産業部	長	大嶋	利幸君	総務課	長	渡辺	忍君	
建設課	長兼務	中村	淳一君	財政課	長	山口	和美君	
企画定住課	長	高野	一夫君	青海事務所	長	猪又	悦朗君	
能生事務所	長	川合	三喜八君	環境生活課	長	木島	美和子君	
市民課	長	磯貝	恭子君	健康増進課	長	池田	隆君	
福祉事務所	長	大西	学君	農林水産課	長	星野	剛正君	
商工観光課	長	長崎	英昭君	都市政策課	長	五十嵐	博文君	
建設課	長	山田	康弘君	ガス水道局	長	樋口	昭人君	
会計管理	者兼務	竹田	健一君	教育	長	鶴本	修一君	
会計課	長兼務	磯野	豊君	教育委員会	子ども課	長	嶋田	猛君
消防	長	古川	勝哉君	教育委員会	生涯学習課	長	山本	喜八郎君
教育	次長	嵐口	守君	中央公民館	長兼務	市民図書館	長兼務	
教育委員会	子ども教育課			監査委員	事務局	長	山川	直樹君
教育委員会	文化振興課							
歴史民俗	資料館	長兼務						
長者ヶ原	考古館	長兼務						
市民会館	長	兼務						

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖君	次	長	磯貝	直君
---	---	----	----	---	---	----	----

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
欠席通告議員は、ありません。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、2番、阿部裕和議員、12番、田中立一議員を指名いたします。
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。
宮島 宏議会運営委員会委員長。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。
議会運営委員会委員長報告をいたします。
8月31日及び9月20日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。
まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。
次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となりました陳情第4号が採択されたことから、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書が、国及び県を提出先として、それぞれ発議第2号及び発議第3号として、また、発議第4号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書、発議第5号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の計4件が所定の手続を経て、提出されております。
これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にて審議いただくことで、委員会の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、他市町村議会との連絡協議会として、富山県朝日町との連絡協議会が10月20日、金曜日に、本市が当番で開催されます。

この議員派遣につきましては、本日の日程事項として、議長発議で進めることで、委員会の一致を見ています。

次に、議会運営については、8月31日には、ハラスメント防止対策についての協議が行われました。

松尾議長より、令和3年12月13日の建設産業常任委員会における田原 実委員長の言動に対する松尾議長の発言が、ハラスメントに当たるのではないかという指摘を受け、議会運営委員会での経緯を説明する機会を与えてほしいという要請が、8月23日に議会運営委員長宛てに文書でありましたので、8月31日の議会運営委員会で協議の結果、松尾議長に弁明の発言を許可いたしました。

松尾議長の弁明は、以下のようです。

田原 実議員に対する弁明。

令和3年12月13日に開かれた建設産業常任委員会の数日前に、田原委員長より、権現荘関係の事案について、私に相談に乗ってほしいとの依頼がありました。その内容について、コンプライアンス調査推進特別委員会の付議事件と共有する部分があると思われ、議長としてどのように考えるかとの相談であります。田原委員長の話を聞き、私として誠意を持って対応したつもりです。

その結果、まずは、それについて保坂コンプライアンス調査推進特別委員長と、いま一度、十分協議してほしいと伝えたにもかかわらず、当日の建設産業常任委員会の席上、田原委員長は、本人作成のA4プリントを読み上げ、詳細な内容を委員に説明せず、議長として調整はできないと事実をねじ曲げて伝えている点であります。

さらに付け加えると、その席上、私が事情により委員会を中座せざるを得なかった間に休憩を取り、休憩中の発言として建設産業常任委員会委員に対し、議長として調整できないと伝えている点に不信感を持ちました。私は、議長として調整はできないとは一言も言っていません。いま一度、保坂特別委員長と十分協議してほしいという結論を伝えただけであり、保坂 悟コンプライアンス調査推進特別委員長に対しても同様に、田原委員長と協議をしていただきたいとの旨を伝えております。

その後、保坂 悟コンプライアンス調査推進特別委員長は、再三にわたり、田原 実建設産業常任委員長に対し、協議の申入れをしたにもかかわらず、田原委員長からは何の連絡もなく、また無視する等、この件について協議をしようとする態度が見られなかったと聞いています。あまりにも他を尊重する態度に欠けていたのではないのでしょうか。

この権現荘の指定管理者の件については、あくまでも建設産業常任委員会の所管と思われませんが、委員会で十分調査する態度が、田原委員長には見られなかったように思います。

その後においても、能生事務所より権現荘について、建設産業常任委員会で報告及び所管事項調査の申入れがあったにもかかわらず、面倒と思われる調査内容については、委員長の独自の判断で調査項目に上げなかったことなど、やらなければならない事案について、避けていたと思われる節があります。委員会としては、所管する行政課題について真摯に向き合うことが常任委員会としての使命ではないかと考えます。

なお、田原建設産業常任委員長の委員会運営について、同時期に委員会運営における問題点が、常任委員会メンバーより指摘されておりました。この点については、近藤副委員長を中心に、建設産業常任委員会委員の意見を集約し、委員長に伝えていると思います。

以上、今ほど申し上げた点につきましては、期数を重ねたベテラン議員で期待していただけに非常に残念に思い、ろくな委員長じゃないと失言した点につきましては、冷静さを失っており、反省しております。

以上が、議会運営委員会での松尾議長の発言であります。

この弁明を受けまして、議会運営委員会の委員から、次のような意見がございました。

1、どんなに難しい問題であったとしても、本人の冷静さというものが必要で、それがあつたのかなかつたのかというのが問題ではないか。

2、議長が失言と認めている限り、何らかのやっぱり本人に対する釈明が必要ではないか。

3、田原議員の発言も、冷静に見る必要があると思う。委員会開会中にどういう発言をしているのか、委員会を一旦休憩にしていたとしても、委員長としての発言は責任を持たなければならないし、節度を持った発言でなければならない。そういう点から見る必要がある。

4、主張がそれぞれあり、ずっと突き詰めるといつまでたっても終わらないような気がする。いや申し訳なかった、じゃあ了解しますというようにできないものか。

5、当事者同士の話し合いはできないものか。

以上が、委員からの意見です。

今後の進め方について、委員から、当事者の松尾議長と田原 実市議会議員同士が、この件について協議できる場を設ける必要があること、その話し合いが円滑に進むように複数の立会人が同席することで意見の一致を見ております。

また、当事者の話し合いの場を設けることで、議会運営委員会でのこの件についての協議は終了するということでも、意見の一致を見ております。

次にハラスメント防止条例の制定に向けての協議があり、ハラスメントについてのアンケートを実施することで、意見の一致を見ております。この件については、9月20日の議会運営委員会で、さらに協議されています。

前期の議会運営委員会からその制定が検討されていた糸魚川市議会ハラスメント防止条例（仮称）の制定については、次の事柄が協議されました。

1、今年度中の制定をめどとして、準備を進めること。

2、ハラスメント防止条例制定のために、市議会議員からのハラスメントの実態調査を市職員と市議会議員にアンケートを実施すること。

3、アンケートとハラスメント防止条例の文案やアンケートの実施方法については、議会運営委員会の正副委員長と議会運営委員会の一委員が素案をつくり、今後、議会運営委員会で協議すること。

4、アンケートの実施については、その目的を明確にし、アンケートへの回答によって不利益が生じないこと、さらに匿名性を確保すること。

こういった意見が出ました。

さらに、ハラスメント防止対策に関して、松尾議長と田原 実市議会議員との話し合いを9月

21日の本会議後に持つことが計画され、田原 実市議会議員に出席が可能かどうか、9月15日の総務文教常任委員会の終了後にご相談させていただきました。そのことを、委員会で報告しております。

お二人の話合いについては、お二人だけではなく、立会人として、副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長が、中立の立場で同席することも、田原 実市議会議員にお伝えしております。田原 実市議会議員からは、この話合いへ出席するかどうかは、本日の議会運営委員会委員長の報告を聞き、それに対する質疑応答の結果から判断したいという返事を頂いていることも、議会運営委員会で委員長から報告しております。

続きまして、田原 実市議会議員から8月18日に議会運営委員会委員長宛てに、議長からのハラスメント調査と委員会での取扱いなどについてという文書が届けられ、その中にありました6月20日の令和5年度第2回定例会での田原 実市議会議員の一般質問のときに、松尾議長が目薬を点眼してる様子が糸魚川市議会録画映像にあり、映像配信にあり、田原市議会議員からは、市政の重要課題を真剣に質問する議員が滑稽に見えること、厳粛であるべき議員の質問を軽んじる行為との指摘があり、議会運営委員会で動画を確認した上で協議いたしました。

委員からは、私も花粉症だが、鼻水、目のかゆみがある。その時期には仕方のないこと。極力見えないようにしてもらえればよいのではないかという意見がございました。また、議長からは、休憩中ではありますが、この行為については申し訳なかったという発言がございました。

昨日9月20日の議会運営委員会では、議会運営について2件が協議されました。1件は、ただいま報告したハラスメントに関するものであります。2件目は、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会の審査方法についてです。

今定例会で行われた決算審査特別委員会の審査は、過去2年間で行われた課ごとの審査ではなく、コロナ禍前の審査方法である款ごとに行われたわけですが、この審査方法を初めて経験した委員からは、款ごとの審査がやりやすく、今後の予算審査や決算審査もこの方法で行うのがよいという意見で、委員の意見の一致を見ております。

また、委員長の裁量で、途中から1つの項ずつではなく、複数の項をまとめて審査したことについては、款の内容に応じた臨機応変にしたのはよかったという意見があり、否定的な意見はございませんでした。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

ただいまの宮島委員長の報告について、糸魚川市議会政治倫理規則に基づいて、幾つか質疑をさ

せていただきます。

議会の良識が問われる事件の解明に、委員長におかれましては、公平公正の立場から、忖度なく、ご答弁いただきたく、よろしく申し上げます。

質疑は3回までとなっております。限られた時間の中での事件の解明は困難です。また、原因者が議長であることから、解決に至ることは容易ではないと思います。途中、資料の提示もありますが、不明な点は必要があれば、反問してください。

質疑のポイントは、以下3点です。

糸魚川市議会政治倫理規則に抵触する事件であることを議会運営委員会で確認したか、事件の全貌と裏づけ、議会運営委員会での調査の限界です。

まずは、糸魚川市議会政治倫理規則で、特に関係する部分を読み、最初の質疑をいたします。

第3条、議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(8) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が人権侵害行為に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないこと。

2、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

最初に確認しますが、議会運営委員会において、糸魚川市議会政治倫理規則第3条を確認した上で調査されましたか。

また、議会運営委員会においては、十分な協議があったと委員長はお考えですか。もしそうであれば、その理由となることについて、ご説明願います。

私は、8月30日に委員長宛てで、調査の要望書を議会事務局を通じて提出しました。その扱いはどうなりましたか。これは、先ほどご説明をいただきました。

委員会で、議長にのみ弁明の機会が与えられたのはなぜですか。私が委員会に出席しない理由は伝えてあります。一方的な弁明の場とならないような配慮はあったのでしょうか。

大事なことは、議長の弁明内容よりも、問題とされる発言、建設産業常任委員会休憩中の発言と議員控室での発言、それぞれの確認です。

報道では、「この委員長はろくでもない委員長だ」は、正確ではない。また、その発言に至る理由があつて失言してしまったとありましたが、議長は、何と言ったのですか。議長が言うところの失言に至る理由とは何ですか。

また、本当にそうなのか。委員会の皆さんは、どのように確認されましたか。

議会事務局で証拠となる記録を作成し、委員会で公表したということでしょうか。私には、何も知らされていませんので教えてください。

委員長の答弁の後、私からは、建設産業常任委員会休憩中の委員長の原稿メモを朗読しますので、それが今回の事件となっている議長の発言の理由となっているかを確認していただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

田原 実市議会議員のご質問についてお答えいたします。

今日の私の議会運営委員会委員長報告は、8月31日及び9月20日の2回の議会運営委員会で行われた内容の報告であります。

ご質問の件については、その2回の議会運営委員会では協議の俎上に上がっておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

では、先ほど申し上げました建設産業常任委員会休憩中の委員長の原稿メモを朗読します。

休憩中に、コンプライアンス調査推進特別委員会委員長からの申入れの件についてお知らせします。お手元配付の内容のメールがタブレットに送られてまいりまして、これを12月9日に副委員長と確認しました。議長に、常任委員会と特別委員会の付議事件の共有など、取扱いについてお尋ねしましたが、コンプライアンス調査推進特別委員会委員長と協議してほしい。議長として調整できないとのことでございました。

私と副委員長と相談しまして、議長にご承認いただくか、議会運営委員会で諮っていただいて、議会ルール上、問題ないか確認できないと、常任委員会が特別委員会の付議事件に触れないよう運営することは、議会全体の基本なので思案するところでありました。

委員会の前に副委員長、事務局担当と相談し、委員長の判断として、メールの1については、指定管理者としての権限を持つ法人の営業のことなので委員会では触れない。2については、議案第95号、令和3年度糸魚川市一般会計予算にて審査を行う。3については、本日の所管事項調査であります指定管理料の評価結果について（権現荘）において調査を行うとします。

なお、メールでは、権現荘令和2年度決算（リスク分担について）となっておりますが、所管事項調査の項目は、指定管理料の評価結果についてでございますので、誤解のないようお願い申し上げますというものが、手元資料でございます。

委員会の定刻となり、会議を開き、冒頭、休憩中、この原稿を読んだときに、オブザーバーの議長は、そこにおられませんでした。しばらくして、議長が席に着かれたので、メモをお見せしたところ、このように言い直せと私にメモを返してよこしました。

これがそうです。

コンプライアンス調査推進特別委員会委員長と協議してほしい、の「委員長」を「正副委員長」と訂正するよう、また、議長として調整できないのところを削除するように指示があります。委員会の途中のことでちゅうちょしていたところ、議長は、そのメモをよこせと言って取り上げようとなりました。さすがに勝手な行いと思い、メモは渡しませんでした。やがて、今回取り沙汰されている議長の発言がありましたが、委員会の途中で、多くの傍聴者もおられたことから、私は委員会を継続したと記憶しています。

今の説明と、議会運営委員会での説明の内容が一致すればよろしいのですが、いかがですか。その点、宮島委員長に確認します。

次に、委員会終了後に、議員控室での議長からの発言です。

委員会の中で、この「これで済むと思うなよ」について、どのように調査されましたか。記録が

あれば、はしょらずに全て読み上げて、明らかにしていただきたい。

宮島委員長は、「これで済むと思うなよ」の「これ」は、何を指すと思われますか。

言うまでもありません。建設産業常任委員会における議長の言動です。議長はこれを思わず失言したとしていますが、意図を持って発言しています。そして、さらに場所を変えて、これで済むと思うなよと発言しています。その意図は明らかです。なぜそう言えるかといえば、私は、その状況を今もはっきりと覚えているからです。薄笑いを浮かべながら、私のほうを向いて、これで済むと思うなよ。言われた私は、悲しく悔しく、なぜこんなことを言われなければいけないのかという思いになりました。そして今も、この議場で、議長の声を聞くと、そのことを思い出し、苦しくなります。

質疑を続けます。

次に、本日の会議終了後に、数名の議員を交えて議長と話し合うように求められた件です。

私は、自分に非がないと思っており、お断りしましたが、書面を渡され、委員会の決定事項であり、早く解決に向かうために協力すべきと説得されました。

ただ、その際に、令和3年12月の建設産業常任委員会で、委員長への批判があったことに、あなたは議会で謝罪しましたねと、私に非があったとばかりに確認しました。ただ、その際に、失礼、言い直します。

しかし、議長のろくでもない云々の発言は、建設産業常任委員会の最中のことで、委員から委員長への批判があったのは、その後のことです。

さらに、古畑委員長に代わって、委員長を務めた宮島副委員長が、建設産業常任委員長を批判した議会運営委員会は、それよりも後です。その辺り、宮島委員長は混乱しておられるか、あるいは意図的にお話されたのか、いかがでしょうか。

また、この話が長引くことは、あなたのためによくないこと、議長と議会にとってもよくないと私に話されましたが、どんな意図があつてのことでしょうか。

議会政治倫理規則にのっとって考えても、今回の事件の原因をすり替えたり、これ以上の事実が発覚しないように幕引きすることは、よろしくないと考えます。議長と議員の話合いの場の設定も、議会運営委員会からの切り離しのためと、私には取れます。委員長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

田原 実市議会議員から、ただいまいただきましたご質問について、お答えいたします。

令和3年12月13日の建設産業常任委員会の中、それから、その後の控室でのこと、これらについては、8月31日及び9月20日の議会運営委員会では、全く協議の内容に入っておりません。それから、ほかの質問についても同様に、議会運営委員会の協議事項ではございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

事件の解明を避けるような答弁が続いておりますが、私のほうからは、3回目の質疑をさせていただきたいと思っております。

この後、ハラスメントや隠蔽などよくない言葉が出てきますが、それを言いなさいと、事の真相が分かりませんので、議会の品位を下げる恥ずべきことではあります。使うことをお許しいただきたく、先に議長に申し上げて、質疑を続けさせていただきます。

確認しますが、令和3年12月定例会では、宮島副委員長が仕切った議会運営委員会は、議長が委員長に向けてハラスメント発言した建設産業常任委員会より後の日程でした。宮島委員長は、そのときの状況をよく知る立場でしたから、その矛盾に気づかれるはずで、委員長は、議長の弁明や矛盾をそのままに、本日の委員長報告としていませんか、伺います。

次に、これで済むと思うなよ発言を確認できなかったとするのは、それがハラスメント行為であると議長が認めたくないからではないか、私はそう受け止めていますが、委員長としては、どう受け止めていますか。この点、議会運営にとって非常に重要なことです。

糸魚川市議会政治倫理規則第3条、議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。2、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとあるからです。この点、議会運営委員会ではどのような話がありましたか。

議長から、議員へのハラスメントを議会の問題として訴え、議会運営委員会で取り上げていただきました。これは大変重要なことでありました。その意味では、宮島委員長や議会運営委員会の皆様のこれまでの対応に感謝申し上げます。

言うまでもなく、今回の委員長報告と質疑は、議員、議会のみならず、行政全体の信頼に関わることです。そこに欺瞞や隠蔽があってははいけません。それこそが、今の糸魚川市議会における一番の課題であり、今回の事件の根底をなすものと私は考えます。それだけ深い事件であり、議会の良識が問われています。

最後です。6月議会定例会最終日で、宮島委員長は、議会ハラスメント防止について報告されましたが、議会で承認されないまま閉会しています。前例をつくったということですが、今度はどうされますか。

当然、私は了承しませんが、今回の報告の了承をもって議会の総意としてしまつては、議会が事件の解明をせず、隠蔽したと市民から思われませんか。少なくとも私はそう思います。これもまたハラスメントではないかとの疑念が湧いてきます。

事件の結末と委員長報告について、委員会では、どのようなお話がありましたか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ただいまの田原 実市議会議員のご質問についてお答えいたします。

今回の私の報告は、あくまでも8月31日及び9月20日の議会運営委員会での話合いの結果の報告でございます。ご質問いただいた件は、その両日で協議されている案件ではございません。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告を聞かせていただきました。また、田原議員とのパワハラ論争といいましようかね、やり取りも聞かせていただきました。

やはり委員長としては、幾ら委員会の中の発言であったとしても、一方的に議長による弁明をやっぱり全文読み上げる必要はないですね。やっぱりパワハラ問題というのは、非常に難しく、だから一方の肩を持つと公平性に欠けるんです。ましてや同じクラブでありますよね。だから、宮島委員長が、松尾議長の肩を持つるふうにとられてしまいます。だから、まずはその考え方ですよ。なぜ一方的な弁明に至らざるを得なかったのか。これはやっぱり真剣に考えなくてはけません。

でね、やっぱり問題となるのは、経過ではなくて結果なんです。やっぱりばかたれと言ったこと、ばかたれは私にやな、ろくでもない議員だと。そのことの発言についてのみですよ、不適格であったというところに焦点を置かないと、過去に遡ってしまうと、言った言わないとか、どっちがいいとか悪いとかって、宮島委員長に軍配上げれるんですか。

私も議会運営委員会の委員長だったときに、このパワハラじゃないわ、ハラスメント条例設置については慎重にいかなくてはならない。政治倫理規則というのがあって、やっぱり暴言だとかそういう言葉、また嫌がらせ、その他については、やってはいけないし、やった後にはいろんな処分があるんです。

ただ、倫理規則の場合は、そこに至るまでの経過や証拠みたいな全部積み上げていくんです。だから、その倫理審査会だとかそういうものは、非常に重みがある。今回つくろうとするパワハラ条例にしてみたって、もうどういうふうに進めていくのか。さらにパワハラ認定をどういうふうに行うのか。パワハラと認定された人は、どのような処分が出るのか。これは屋上屋を重ねますが、政治倫理規則があるのに、このパワハラ条例は必要なのか。

前期のときに、このパワハラ条例を、じゃないわ。ハラスメント条例もやったところを見てきました。けど、なぜ全国的な議会で広がりを見せないのかというのは、扱いが非常に難しいからなんです。ほかの職種と違って、議員というのは、たとえ30年やろうと、たとえ1期の新人であろうと、身分上は同格です。で、議長だけが、その役職上、議会を代表するものとして一番上につくんです。だから、その辺の考え方も非常に難しい。じゃあ同じ立場同士の同じ身分同士の中において、パワハラってのはあり得るのかということなんです。それは政治倫理上、許されざる行為であり、許されざる発言だってことだ。だから、政治倫理で倫理規則をも今使っていないのに、新たにそういう条例化ですね、ハラスメントの条例化をする必要があるのかどうなのか。今の議会運営委員会のメンバーは、そこまで考えてちゃんと進めているのか。

次に、先ほどの委員長報告でいきますと、ハラスメント条例の前段としてアンケートを行うこと、

それから3人か4人で小委員会をつくること、この小委員会とは、一体何ぞやですよ。何の資格を持ってやるんですか。議会運営委員会は、委員長、副委員長決めて、また各派からの比例区分によって人数を決めたり、ある意味、正式な会であります。じゃあ小委員会をつくったとして、その小委員会が全く非公式で、もう議会の予算も使っちゃ駄目ですよ。彼らが動くことが、いわゆる保険の対象になるのか、公務なのかということなんです。自発的にやるさ、学校の何か小委員会じゃないんですよ。議会というのは、しっかりとした身分保障の下に公務として扱われます。だから、そこまで検討して小委員会、小委員会つくるとしたら、何の成り立ちなのか。議会運営委員会の中におけるですよ、諮問委員会なのか。じゃあ諮問委員会たる資格は何なのか。そこへ行かなくちゃいけない。だから、勝手にさ、簡単につくると後が問題ですよと思う。このときに委員長は、どのような判断をしたのか。

1回目だし、あんまり質問すると覚えられないことになりますんでね。以上の点について、どのように思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑浩一市議会議員からのご質問について、お答えいたします。

今日の私の報告は、8月31日及び9月20日の議会運営委員会での協議事項の報告でございます。

最初に古畑議員から、当該の議長と私が同じ会派で公平な判断ができるのか、そういった懸念が示されたと思います。そういったことについては、8月31日及び9月20日の議会運営委員会では、各委員からも、それを心配するような声は上がっておりません。

それから、パワーハラスメントの防止条例につきましては、古畑議員が委員長だったときに、そういったものを検討すると。東松山の事例を市外調査で勉強に行きました。それを受けて、後期の議会運営委員会でも、ぜひハラスメント防止条例の制定に向けて行こうじゃないかと。これは、議会運営委員会で全委員の意見の一致を見ているところであります。

昨日の議会運営委員会では、タイムスケジュールも重要だろうということで、今年度中にその制定を行うということで、意見の一致を見ております。

そのハラスメント防止条例の制定のために、参考になる資料として、市議会議員から市職員へのハラスメント、あるいは市議会議員から市議会議員へのハラスメント、そういったものの実態を把握するためのアンケートを採ることも、併せて意見の一致を見ております。

小委員会という言葉がありましたけども、小委員会ではなくて、あくまでも手続がスムーズに進むように、3人で素案ですね、言い方変えるとたたき台、それをつくる役目の者を昨日の段階で決めて、承認いただいています。その3人が、今後たたき台をつくって議会運営委員会でお諮りして、さらには各会派の人たちへの意見集約、それを踏まえて、そのパワハラアンケートの内容や、あるいは何の目的でやるのか、そういった全文の検討、そういったものも含めて、さらにハラスメント防止条例の条文、その文書作成も行う予定であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただ、今回は、今例えば政治倫理規則から一步踏み出すというような格好でね、条例化するという考え方ね。だから条例化すると難しいですね。そのやっぱり罰則規定だとか、セクハラ認定に至るまでの規定だとかというのは、今までの政治倫理規則の、いわゆる心得的なものから一步発展したもの。さらに発展して条例化。ここで、やっぱり注意処分だとか何とかやると、条例違反になります。そこまで厳密にやっていかななくちゃいけないものなのか、また、厳密にやるべきなのかということをやったりしっかりと、その中で出なくちゃね。それは、もう一つには、政治倫理規則の中において、やっぱりその中でできないのかという考え方。それもやっぱりしっかりと持っていかなないと、これも非常に難しい。

それから、議長の今回の発言、ろくでもないやつだ。これ言われた側は、これ要するにパワハラだとか、ハラスメントと受け取ると、このハラスメントの規定に置くと、言われた本人がどういふふうと思うかというのが問題になってくるんですね。

でね、松尾議長、言いたくはないですけど、私へのばかたれ発言で、1回委員会のところで謝ってもらいましたよね。それから、過去に報道、電話取材を通じて、やっぱりマスコミから強烈な批判が来ましたよね。これは議会運営委員会宛ての手紙があったはずなのに、私の元には届かずに、結局は何だ、当事者同士で話し合っ、そこは表には出ませんでしたけどね。

松尾議長、あなた、これ3回目です。そのたびに、もう二度としません、しないよという事で陳謝して、もう再犯防止、二度とやりませんと言うんだからいいですよと、みんな下がってきちゃったと思うんです。

ただ、そういうものをね、やっぱり自分自身が3回目だってことをやっぱり考えなきゃ駄目だよ。松尾議長とすればですよ、そういうふうにならざるを得ない経過があったとか、いやあ、あっちにだって責任があるって、そりゃお思いでしょうけど、やっぱりかといって、頭に来たからといって、やっぱりばかたれとか、ばかやろうとか、ろくでもないとかってやっぱり侮辱発言とか差別発言とかすると、懲罰の対象になる。これやっぱりそこに焦点を当てて、今回は懲罰まで至るのか至らないのかを中心に話し合っ、ってほしいと思う。

委員長に関してはね、委員会の中での発言じゃないとなかなか、自分個人の私見に基づいて言えないっていうのは委員長の報告規定にありますんで、これを聞いている市民の方とか、委員長はもっとはっきり言えばいいのにとかって思うでしょうが、言っちゃいけないんですね。自分の私見では、やっぱりそれは禁じられております。

それからね、やっぱり最終的にはハラスメント問題は、言った言わないになっていきます。この場合、やっぱり証拠だとかそういうもの、今回は非常に珍しかったのは、休憩中は普通、議事や記録は取らないんですよ。それを休憩中の議事やその記録をまとめたのが事務局であるってことだね。だから、通常議会って、議員っていうのは、休憩中の発言には責任を取らないというのが常なんですよ。だから、過去にもたくさんそういう差別発言だとかいろいろあったんですけども、休憩中の発言であるということで、不問に付されてきました。今後は、そういったことも全部含めて、休憩中も全部対象になっていく。

それから、電話での対応だとか、控室で1対1だったときって、誰も証明する人がいない。すると議員全員、ボイスレコーダーを持って、何かあったらそれ録音しなさいってことになる。だから、運用規程の中においては、どっちを信用するかということになっていくと思う。

宮島委員長言われるように、私が委員長のときに、やっぱり軍配振れなかったですね、これは奥深いぞということ。だったら政治倫理規則のほうは、もっと深くやったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

質問してもね、委員長答えられないんで、これでやめますけどね。基本的には、そういったことを全部含めて、ハラスメントに関しては過去何回やったかとか、そういうことをやっぱり考えて、何ていいんでしょうか、判断していかなくてはまずいと思う。だから、田原議員さんと議長さんの溝が、どんどん深くなっていきます。これを解消するのは非常に難しいことだと思います。本日ですか、終了後、各委員長さんたちの力を借りて、仲介に入りたいと思いますが、思ってたっしやるみたいですが。

あのね、ハラスメントだとかそういうのは、とかく闇から闇なんです。表になかなか出てこない。これをしかし、表の議題として出した以上、これを今度どういうふうにとめるかですね。その辺が非常に難しい。宮島委員長としましてはね、難しい判断になるかと思いますが、そこら辺を十分、考慮して、進めて行ってほしいと思います。

これでいいです。もうどうせ答えられないから、その件につきましては、委員会で発言がありませんでしたので、お答えできませんって、決まり文句ですけど、その言葉を聞いたってしょうがないんで、私はこれで終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

お答えできるものが1点ありますので、それについてお答えします。

今、政治倫理規則があるのに、さらにハラスメント防止条例をつくるのかというご質問ありましたよね。その件については、昨日の議会運営委員会で議題となりました。

規則と条例ですから条例のが上ですよ。上位法ができるので、それを見て、今ある規則はなくなる可能性もあると。そういったことが事務局から報告されております。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

3回しましたね。

じゃあ失礼します。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

やっぱりそうですね。そのとおりでございまして、でも明確にさ、反対意見がある以上、これは簡易採決というわけにはいきませんね。起立による採決等を使って、やっぱり賛否を問うべきだと思います。

以上です。

何かありますか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時49分 休憩〉

〈午前10時51分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思いますが、これに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、このように進めさせていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を12時といたします。失礼、11時といたします。

〈午前10時51分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、9月7日及び9月15日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、普通交付税の算定結果について及び財政健全化判断比率についてにつきましては、関連しておりますので、一括質疑といたしました。

委員より、財政健全化判断比率について、危険水域には入っていないという印象はあるが、人口が4万人を切り、高齢化率も4割からさらに高くなっていく見込みの中で、セーフティーネットをどのように守っていくのか。また、市有財産などの維持管理について、見通しをどう立てているのかという質疑に対し、米田市長より、高齢化社会において福祉に対する十分な対応が必要と考えている。また、持続可能なまちづくりに対応するために、いろんな事柄について取捨選択をし、議会に相談しながら取り組んでいきたいと答弁がありました。

次に、令和4年度いじめ・不登校の状況について及びいじめ防止基本方針等の改定についてでございますが、こちらも関連しておりましたので一括説明、一括質疑といたしました。

委員より、現在もいじめ・不登校などが増えている状況で、担当指導主事が年8回だけ学校に訪問、生徒指導員3名が週に1回だけ学校に訪問、さらにスクールソーシャルワーカーも1名で対応している。教育相談員に関しても、4,700件以上もの案件を7名で対応している厳しい状況の中、増員などの具体的な対策の見通しはあるのかとの質疑に対し、担当より、増員が一番よいが、人材の確保も課題である。人材育成のため、研修会に市民に参加を呼びかけることも考えたいと答弁がありました。

委員より、今困っている子は卒業してからでは遅いので、教育委員会は早急にサポートを明示する必要があるのではないかと質疑に対し、井川副市長より、相談員等の人材を確保できるのであれば、必要な予算を措置する方向で議会と調整したいと答弁がありました。

委員より、不登校となった中学生の卒業後の進路はどのような状況かとの質疑に対し、担当より、高校受験しないで家に残る生徒も数名いるが、何とか自分に合った方向で、通信制高校への進学など、今の時点で通えるところを選択するということが多くなっていると答弁がありました。

次に、第3期子ども一貫教育基本計画の策定についてであります。委員より、小中学生が、ジオパークガイドとなって地区の大人たちと一緒に地域を巡り、自然や歴史を学ぶことが日常的に行われていくような形になればよいと思うのだがとの質疑に対し、米田市長より、ふるさとに対して、また、糸魚川に対して、自信や誇りを持ってジオパークを説明できる子供になってほしいと思っており、子ども一貫教育と基本計画の中で取り組んでいきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、コロナ禍からの脱却とともに、顔の見える教育や人との触れ合い、また、自分に自信を持たせ、それを伸ばす環境の整備が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、地域との連携、協働、保護者との連携、協働をうたっている子ども一貫教育においては、この二、三年は空白の期間で多くの行事が中止となる状況があった。人との関わりを大切にするという視点が感じられるような基本計画にしていきたいと答弁がありました。

委員より、特別支援の方々に対し、成人後のフォローを明示することで、保護者の安心感にもつながると考えるが、いかがか。また、成人の年齢が18歳に引き下げられ、契約トラブル、消費者トラブルなどの対応も求められているのではないかとの質疑に対し、担当より、計画に明確な記載がなく、今後、検討していきたいと答弁がありました。

委員より、仕事に就いた後、基礎学力が足りなくて困る局面が出てくるが、市内中学生の平均の偏差値が50を割っているということをどのように考えているかとの質疑に対し、担当より、家庭学習量が少ないこと、英語の学力が落ちていることなどが明らかになっている。今後、学力向上を図る会議などで情報を共有し、また、英語の研修会を設けるなど、授業と家庭学習の両面から改善していきたいと考えていると答弁がありました。

次に、駅北子育て支援複合施設についてであります。委員より、公民館で実証実験を実施した様子がインターネットのページに掲載され、子供たちもたくさん来ているようには映っているが、これを基に規模は決められない。何の根拠もなく、この計画を進めているように感じられるが、いかがかとの質疑に対し、米田市長より、実証実験により、それをデータとして我々の考え方を述べ、我々が目指すものを今回のDBO方式の中で固めていきたい。今の段階では、何も決まっていない。我々のまとめた考えに適用できる運営会社に手を挙げてもらう形にしていきたい。いろいろと提案いただく中で上がってきたものが、全てできるわけではないので、どの提案がよいのか選定していきたいと答弁がありました。

委員より、喫緊の課題は少子化である。子育て支援センターだけでは出生数の増加は期待できない。これをそのまま民営の保育園にするなど、とにかく単独の施設では駄目。市長の考え方一つだ。やめたほうがよいのではないかとの意見に対し、米田市長より、何でもやっていくということではなく、しっかりと見定めた中で取り組んだと思っている。駅北大火の計画の中で作り上げた部分については、計画どおり進めたいと思っていると答弁がありました。

委員より、DBO方式を進めるに当たり、考えをまとめておく必要があるのではないかと、債務負担行為の賛否を問うときに、市の考えが定まっていないようでは、賛成か反対か判断ができないのではないかとの質疑に対し、井川副市長より、中身が何も無いまま提案することはできないと思っている。総務文教常任委員会などでの議論を含め、一定程度の方向性を出す中で、できるだけ皆さんと一致する方向で進めたいと思っていると答弁がありました。

このほかにも質疑意見がありました。報告は割愛します。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中 立一 市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中 立一 君登壇〕

○12番（田中 立一 君）

市民厚生常任委員会では、9月11日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、第2次自殺対策計画案についてと、第3期保健事業実施計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案についてであります。

第2次自殺対策計画案については、担当課より、新たな自殺総合対策大綱に基づき、現行の計画を見直し、令和6年度から同10年度までの5年間とする次期計画案を作成している。策定後は、広く周知できるよう概要版の全戸配布を行う。次期計画の数値目標は、国が、2026年（令和8年）までに自殺死亡率を13.0以下を目標としているため、そちらに合わせて令和6年から同10年の平均自殺死亡率13.0以下と定めた。当市の自殺の現状については、厚生労働省の人口動態統計と地域における自殺の基礎資料の2種類の統計値を用いて現状を分析している。次期計画の基本方針については、新たな自殺総合対策大綱を基に設定し、全計画から引き続きとなり、大幅な変更点はないとして、6つの基本施策と当市の自殺の状況に合わせた重点政策及び、市だけでなく、市民、地域、保健医療福祉機関、教育機関、事業所、他関係機関との協議の推進体制による取組について説明がありました。

委員より、自殺の原因についての質疑があり、糸魚川市の自殺の原因に関しては、不詳が64%になっており、その原因の半数以上が分からない状況になっているが、把握された内容では、健康問題、家庭問題、勤務問題が多いというふうに上げられている。コロナ禍での経済的な問題に関してははっきりと把握はできていないが、コロナ禍によって他者との関わりが希薄になったこと、特に高齢者に関しては、外に出る機会が少なくなったことも、高齢者の自殺が多いという理由に影響しているのではないかという答弁がありました。

人材育成と周知についての質疑もあり、ゲートキーパー養成の集計はしていないが、民生委員さん、地区の見守りボランティアさん、そういった方たちを中心に、ゲートキーパー養成講座を行っており、もう一点は、今コロナ禍で少なくなったが、企業での出前講座として同様の内容を周知しているところであるという答弁がありました。

委員より、もう少し糸魚川市らしい計画、糸魚川市の実情に合った計画作成についての意見があ

り、データの公表に制限があるが、検討してまいりたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

次に、第3期保健事業実施計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案については、担当課より、この2つの計画は、関連する項目が多く、計画期間も令和6年度から令和11年度までの6年間と同じであることから一体的に策定するとし、策定スケジュール、計画の目的、糸魚川市の概要と分析、計画全体の目標についての説明がありました。特定健康診査等実施計画については、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする方を的確に抽出するために行うものとなり、対象者や実施計画、目標値などの説明の後、質疑に入りました。

委員より、BMIについての質疑があり、傾向としては年々増えている。その対策としては、肥満者の所見が若い世代から増え始めているので、親子の健康づくりと一緒にあって、子供の食生活の見直しから、朝御飯をしっかり食べましょう、運動しましょうという取組から始め、若い世代、働き盛り世代の方たちにも、運動の推進と食生活の改善を進めているところであるという答弁がありました。

市民への周知・啓発についての質疑では、健康づくりに関しては、糸魚川市国民健康保険の保険事業実施計画（データヘルス計画）と糸魚川市健康増進計画健康いといがわ21という計画もあり、そちらの方で広くこういった問題の周知・啓発に取り組んでいると答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、委員長報告に対してちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、本日の新潟日報の中にはね、産婦人科医がとうとう見つかって、糸魚川にお越しいただけるというふうな記事もございました。これはすばらしい情報ではございますが、聞きたいことも山ほどありますよね。特に医療問題等につきましては、所管する市民厚生常任委員会の中で、そういう論議というか報告はあったんでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中 中立一君登壇〕

○12番（田中 中立一君）

今回の質疑の中では、そういうのはございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ちょっと、嬉しい反面、残念でございますけどね。今後、糸魚川の医療体制、医師不足、看護婦不足等につきましてね、今後とも所管の常任委員会の中でしっかりと審査していただくようお願いいたします。

今回の件は、報告なかったのは残念ですけど、その後だったのかなと思いますけどね。とりあえずいい話だと思いますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第79号から同第81号まで、陳情第4号、発議第2号及び同第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第79号から同第81号まで、陳情第4号、発議第2号及び同第3号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第2号及び同第3号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で当委員会に付託となりました関係部分については、9月7日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、陳情第4号は採択であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第79号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、

令和5年度も浦本保育園は入園申込みがなく、休園となっていることから、令和6年3月31日に閉園したい趣旨の説明がありました。

委員より、浦本保育園は、浦本の海を目の前に、また、後ろには丘陵もあり、自然環境に恵まれた立地である。この先の活用方法も、併せて考えていくべきではないかとの意見に対し、担当より、浦本保育園は、整備後30年ほどで、まだまだ使用可能な施設であるが、近くに旧浦本小学校もある状況である。7月下旬にも地区と意見交換を行ったが、新たな活用方法がなく、今後は地区外の意見も参考に検討したいと答弁がありました。

次に、議案第80号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてであります、これは主にフォッサマグナミュージアムの入館料の適正化を図るものであります。

委員より、フォッサマグナミュージアムはブラッシュアップし、よりよい施設にしてもらいたい。展示の内容や現行のサービスからすると、入館料は1,000円でも妥当と考えるが、例えば1,000円にした場合、入館者が減少しないかなどのシミュレーションは実施したのか。また、外部の博物館等からコンサルティングを受けているかとの質疑に対し、担当より、今回の見直しで入館料の算定については、受益者負担という考え方に基づいて整理している。社会教育施設であるため、可能な限り、低廉的にと意識して設定をした。外部コンサルタントには委託しておらず、内部で負担等を計算し、また、他の館の料金状況等を確認し、総合的に判断したと答弁があった後、井川副市長より、入館料については、部内では1,000円程度でも妥当ではないかという意見もあったが、受益者から負担していただくべきものを算定し、今回は700円とした。実際の内容、博物館の価値からして、1,000円程度に設定してもいい施設ではないかとも考えていると答弁がありました。

次に、第81号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、ご報告すべきことは特にありません。

このほかにも、多くの質疑がありました、割愛させていただきます。

続きまして、陳情であります。

陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情ですが、異議なく採択されております。

陳情第4号は、国及び県に対し、意見書の提出を願意としていることから、発議第2号及び発議第3号を提出します。

これより発議文を読み、提案理由といたします。

発議第2号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国で約3割の高校生が私立高校で学んでいます。私立高校は、公立高校と同様に、公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から私立高校生に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校生の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。

しかし、私立高校において大きな役割を占める世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備費を含めた初年度納入金が全国平均で約63万円残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても、同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

また、私立高校に対する公費は、現在も公立高校の2分の1以下にとどまっています。

憲法及び教育基本法は、教育の機会均等と私立学校教育の振興をうたっています。政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、就学支援金制度と私学助成の拡充に一層努力されるように要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

続きまして、発議第3号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

新潟県におかれましては、日頃から私学の振興と発展にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

私立高校は、公立高校と同様に公教育として健全な役割を担い、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校に対する国の就学支援制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。

しかし、私立高校において大きな役割を占める世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備等を含めた初年度納入金が、新潟県平均で47万円残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

国の就学支援金制度がまだ十分でないことから、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、学費軽減制度と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、新潟県知事です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び同第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び同第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第80号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

フォッサマグナミュージアムと長者ヶ原考古館の入館料の改正であります。フォッサマグナミュージアムは、平成6年4月に開館し、21年後の平成27年3月に現在の入館料に改正されております。それから8年たったの入館料改正であります。フォッサマグナミュージアムの有料入館者と無料入館者の割合は58%と42%で、無料入館者は、ほぼ小中高生となっているとのことであります。小中高生は、学習としての来館とのことであります。

今回の改正で入館料は、フォッサマグナミュージアム一般500円が700円、20人以上の団体400円が600円に、小中高生は無料が300円、20人以上の団体無料が200円などとなっております。

市内の小中高生は無料が継続されますが、市外の小中高生は300円となります。市外の小中高生も無料にすべきではないかと思えます。教科書に載っているフォッサマグナの学習のために訪れるものと思えますので、小中高生の無料は継続すべきと考え、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

議案第80号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、賛成討論をいたします。

議案第80号は、糸魚川市博物館条例のうちのフォッサマグナミュージアムと長者ヶ原考古館の入館料を2024年4月から改定するという内容です。

賛成討論のために、フォッサマグナミュージアムの概要について、まず触れます。

フォッサマグナパークやフォッサマグナミュージアムは、木島長右エ門さんが糸魚川市長のときの1987年に策定されたフォッサマグナと地域開発構想によって準備が進められ、それぞれ1991年、1994年に完成しました。フォッサマグナミュージアムには、以来、内外から、昨年度末で182万人を超える入館者がありました。糸魚川市を代表する文化施設であり、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの拠点施設となっていることはご承知のとおりです。観光客だけでなく、幼稚園児から大学院生、教員、一般社会人の学びの場となっているほか、日本地質学会などの研究者

の学会の開催地や見学地にもなっています。また、国際鉱物学連合などの国際学会でも利用されました。また、フォッサマグナミュージアムの展示や教育普及活動の影響を受け、地質系の学科に進んだ人もおられます。卒業後に地元の教育者になっている人もいて、人材育成の機能を果たしてきました。学芸員やミュージアム友の会の会員による教育普及活動、展示収蔵活動、調査研究活動も積極的に行われてきています。例えば、能生谷上流からはヒゲクジラの化石、根知の仁王堂からは国内最大級の枕状溶岩、地元の地名がついた新種の化石や国内最古の軟骨魚類、糸魚川石や蓮華石、新潟石は、地元の地名がついた新鉱物であり、これらの多くの研究は、国内外の学術雑誌に論文が掲載されており、また、フォッサマグナミュージアム発行の普及書にも紹介されています。

さらに地質の貴重な標本の保護にも尽力し、翠の雫と命名されたヒスイや、ヒスイ峡から引き揚げた4.6トンのヒスイ、コスモクロア輝石の露頭の保護などを行い、近年では、ヒスイレスキューと称して活動が継続されています。このようにフォッサマグナミュージアムは、開館後29年の歴史の浅い博物館ですが、順調に進化してこれたのは、歴代の首長、市議会議員、市職員、県の地域振興局、そして何より市民の皆さんのご理解やご協力、応援があったからだと思えます。

この賛成討論では、博物館の入館料の改定の在り方を中心に論じていきます。

フォッサマグナミュージアムは、ジオパークの拠点施設であり、ジオパークの目的の一つが、地域の地質資源を使った地域振興であることから、拠点施設から得られる収入は非常に大事だと思います。それを踏まえた賛成討論となります。

まず、議案は、大人の入館料について、個人料金を500円から40%増しの700円に、20人以上の団体料金を400円から50%増しの600円にするというものです。小学生から高校生までが対象となる子供については、現行では無料となっていますが、改正案では、個人を300円、団体を200円としています。

なお、意欲的学習活動の推進のため、市内の小中高生の個人的利用と、市外の小中高生が教職員の引率で来館した場合の利用は、引率の教員を含めて無料となるように、条例施行規則での文言の追加を予定しております。

現行の大人料金500円は、フォッサマグナミュージアムが開館した1994年に制定されたもので、以来変わっておりません。当時、フォッサマグナミュージアムのような自然史系博物館の入館料として、500円はやや高い方でした。完全に新設された博物館であり、500円札に代わって500円玉が1982年に発行され、ワンコインと言われて支払いやすい価格だったことから、500円に制定されました。

2015年の北陸新幹線の開通に合わせてフォッサマグナミュージアムは、開館後、初めてとなる大規模な展示のリニューアルを行いました。旧来の展示と同じ場所にあるのは、第4展示室の花崗岩のオベリスクだけという完全リニューアルに極めて近いものです。

ここで注意していただきたいことは、このリニューアルは、フォッサマグナミュージアムだけのリニューアルではなく、旧青海町が設立した青海自然史博物館と旧糸魚川市が設立したフォッサマグナミュージアムの2館を、フォッサマグナミュージアムの1館に集中するというリニューアルだったことです。青海自然史博物館に展示された資料はもちろんのこと、青海自然史博物館にあった良質の収蔵標本が、フォッサマグナミュージアムに展示されることになり、リニューアルに合わせて入手した資料と合わせると、フォッサマグナミュージアムの展示物は、リニューアル前から大幅

に増加し、非常に充実したグレードアップがされたのです。

デパートは、閉店日のときが最多の入店者になりますが、博物館の場合は、新規開館とリニューアル開館の年が最多になることが普通です。フォッサマグナミュージアムの開館時の無料市民開放では、展示室が人で埋まる状況だったことを思い出します。

博物館の新規開館時とリニューアル開館時は、最も多くの人がかかる旬の時期なのです。福井県勝山市にある福井県立恐竜博物館は、本年7月にリニューアルしたのに合わせて、入館料をこれまでの大人730円から1,000円、つまり約37%アップしました。また、高校生、大学生の料金を420円から800円、小中学生の料金は260円から500円であり、値上げ率は9割を超えるものです。

2015年のフォッサマグナミュージアムのリニューアル時に、入館料を21年ぶりに改定することが検討されました。担当課からは、大人の料金を700円とすることが提案されました。くしくも、今回の議案にあるものと同じです。

しかしながら、当市への誘客促進のために、大人の料金を抑制するという一方で、21年前の500円のままに据え置かれました。リニューアルのときの入館料改定は見送られたわけです。さらに子供の料金は、「ひとみかがやく 日本一の子どもを育むために 0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」を受けて、これまでの300円からゼロ円になりました。大幅なリニューアルがされたときに、実質的な入館料の値下げがされることは、日本の博物館では極めて異例なことでした。東京の上野にある東京国立博物館は、1989年には入館料が360円でした。その後、展示の更新や消費税額の改定とともに、入館料の改定が5回行われ、2020年には1,000円となっています。41年間で約2倍になったということでもあります。

私は、2015年のリニューアル内容を見て、21年ぶりに入館料を改定する最良のときと考えましたが、リニューアル後、8年を経過した段階での今回の入館料の改定は、逸機、すなわち時期を逸した施策という印象を否めません。なぜ、あのときにできなかったかという思いを捨てきれないのです。

2015年のリニューアル時に、大人個人料金を700円、大人団体料金を600円に改定し、その後、これまでと同数の入館者があったと仮定すると、2015年から2022年までの入館料収入は、大人個人で約5,000万円、大人団体で約1,000万円の増収となり、合わせて6,000万円の増収があったこととなります。

入館料を値上げすれば、利用者が敬遠して、入館者は減るだろうという考え方もでき、私の試算は、たれば論に過ぎず、傾聴するに値しないと思ってる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、入館料の値上げの際に、それに見合うグレードアップがされた場合、影響がないということが、国内の様々な観光施設や文化施設で既に分かっています。直近の例では、リニューアルに伴って大人入館料を700円から37%アップの1,000円に、子供の料金を約90%値上げした福井県立恐竜博物館では、リニューアルの開館後、わずか22日で10万人もの入館者があり、入館料の値上げの影響が全くないことを示しています。

フォッサマグナミュージアムの特徴として、市は、1、個性豊かな博物館、2、地域への貢献、3、学会が大学などへ連携すること、これはとても大事なことだと思います。リニューアル後8年を経過した段階での入館料値上げが利用者に理解されるように、来年で開館30周年を迎える

フォッサマグナミュージアムの今後のさらなる進化を期待し、次の提案をいたしたいと思います。

1、登録博物館になること、2、数年に1回の入館料を、見学料を徴収できる特別展を開催すること、特別展に合わせて図録を作ること、3、現在は無料となっているホール説明、館外での説明、石の鑑定を有料化すること、4、展示部分のリニューアルにより、魅力アップを検討していただくことです。

以上、議案80号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定について対する賛成討論といたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまのね、宮島議員さんの賛成討論につきましては、今までの常識を逸するほど長い。さらにだ、フォッサマグナミュージアムのうんちくといひましようか、歴史を語るということに関しましても、ふだんのですよ、賛成討論の域を超えております。これはやはり議長としてね、これしつかりと議事進行をやって、議事整理をして、やはり要領よく簡潔にという、その心得をやはり求めるべきです。

それからさあ、宮島議員さんは、議会運営委員会の委員長ですよね。自らこういう討論の場だとか一般質問の場を、自らのうんちくを語る、専門性を語る場所じゃないということをしっかり議長、議長は、しかも同じクラブでしょう。それをやっぱりしっかりと伝えるべきではないでしょうか。議長、どう思います。

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員のご意見は承りました。

これにつきましては、また今のご指摘もご本人に伝えながら、しかし発言の権限といひますか、議員に与えられた権限でございますので、やはりある一定の、そりゃルールはあるかもしれませんが、議員のご意見を尊重したいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それなら、私の賛成討論、1時間やらせてもらいます。あのね、そういうことのないように要領よく簡潔にって、前からずっと言い伝えてきたんですよ。そもそもやって、百科事典を読めばどんだけだってしゃべりますよ。今ならパソコンだって何だって、しゃべれば全部、質問や討論に関連づければ誰だって、この討論はね、何時間以上、何分以内ってのはないんですよ。国会ではさ、一晚中しゃべったり何だりしたって誰も止めることはできない。だけど、市議会における常識論というものをしっかり、議長たるものが議会の運営委員会の委員長にさ、伝えないと後、示しがつかないでしょう。

後は、確かに止めることはできないけど、議長の議事整理権というのがあるんですよ。もう少し短かめに、それから要領よく簡潔にという注意は十分議事整理権の中でできます。発言重んじるの

はいいですが、一つの発言の中にもルールがあるということを議長としてしっかりと教えて、伝えていただきたいもんだとつくづく思います。

○議長（松尾徹郎君）

ご意見、承りました。

○17番（古畑浩一君）

私も賛成討論、1時間やりますからね。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号、糸魚川市立保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第2号及び同第3号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第2号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第3号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第4．議案第28号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第82号、市道の認定についてを議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました議案第82号については、9月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

南押上3丁目にあるカマ田道3号線と南寺町2丁目にある薫徳寺通4号線の2路線について現地確認し、資料を基に担当課の説明を受けて、質疑を行っております。

委員より、南寺町の薫徳寺通4号線で除雪した雪をどこに押すのかとの質問に対し、担当より、薫徳寺通4号線の除雪については、今、家が建っていない場所のほうに雪を押ささせていただきたいということで考えていると答弁がありました。

委員より、この薫徳寺通4号線は、幅員が4メートルの道路であるため、側溝に重機のタイヤがかかってしまう。側溝を傷めた場合、排雪業者の責任となると思うが、いかがなものかとの質問に対し、担当より、市内にはこのような道路が多数あり、蓋のかかっていない側溝では、そこに除雪車のタイヤが落ちたりして、そこをかなり傷めるという状態になることもあるが、現在こちらの道路については側溝に蓋がかかっている状態であり、また、民地側の土地が道路と同じ高さであるため、側溝等の損傷は少ないものと考えていると答弁がありました。

委員より、南押上のカマ田道3号線の用水路の段差について、最近、用水路に落ちて亡くなっている方もいるため、南寺町の薫徳寺通4号線にあるようなポールを立てるとか、ラインを引いて分かるようにしてもらいたいとの意見に対し、現地確認していただいた際に、段差の部分についていろいろな話を伺った。今後、管理していく中で、使用用途によっては危険があることもあるため、必要に応じて安全対策を検討していこうと考えていると答弁がありました。

このほかに若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第83号及び同第85号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第83号及び同第85号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました議案第83号及び同第85号については、9月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第83号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでもコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書の申請ができるよう改正するものであり、新たに可能となる法令上の名称は、移動端末設備というが、スマートフォンでの申請の規定を追加するものである。

本条例の施行期日は、コンビニエンスストア等の多機能端末機が実際にスマートフォン対応のできる日となるが、デジタル庁からは、年内開始との発表のみであるため、施行期日を公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日としているという説明がありました。

委員より、コンビニの多機能端末機の操作について質疑があり、スマートフォンに新たに利用者証明用電子証明書を搭載し、その電子証明書によって多機能端末機で交付が可能となるが、今現在、基本的な操作方法は、国からの通知がないので、分かり次第、公表したいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

本議案については、個人情報情報を国で管理するというふうな流れに持ってくるおそれもあるということでは賛成できないという意見があり、起立採決を行い、賛成多数で可決されました。

議案第85号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、担当より、今回の補正予算は、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、令和4年度の後期高齢者医療保険料の精算に伴う増額であり、3款2項一般会計繰出金は、令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴い、繰出金を追加するもの。

歳入については、4款1項繰越金は、仮精算後の令和4年度後期高齢者医療保険料で、令和5年度への繰越し、後期高齢者医療広域連合へ精算納付するための財源であり、5款3項雑入は、令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算として広域連合から交付されるものという説明に質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第83号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

コンビニエンスストア等の多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付について、個人番号カ

ード機能を搭載したスマートフォンによる申請に対応するための改正とのことであります。

個人番号カードは、国民総背番号制度であり、様々な個人情報をひもづけしていくことが想定されておりますし、プライバシーを不当に侵害されることがないよう規制する法律がない点で、個人情報保護の面で疑念があります。今後、多くの個人情報がひもづけされていくことにより、紛失等による被害も多大なものになるおそれがあります。基本的に同じ仕組みの上に成り立つものであり、反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第84号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第84号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で当委員会に分割付託となりました議案第84号については、9月15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

企画定住課関係では、縁結びハッピーコーディネート事業について、委員より、近年、年間どのくらいの婚姻があるのか、申請数によっては先着順となるのかとの質疑に対し、担当課より、昨年は98件であり、大体100件弱で推移している。今回の補助金は、年齢要件、所得要件はないものの、対象を住居費や引っ越し費用への支援に限定しているため、全ての方々が対象になるわけではないが、予定よりも申請が多くなった場合は、既決の予算、もしくは追加補正をお願いしたいと考えていると答弁がありました。

こども課関係では、中学校空調設備事業について、エアコンの設置台数に関する説明に誤りがあったことから、教育委員会からの申出により、9月15日に再度審査を行ったものであります。

委員より、エアコンの台数を間違えて説明していたことを厳しく問う意見に対し、米田市長より、誠に申し訳なく思っている。数字は確実なものとしなければならない。非常に重く受け止めていると答弁がありました。

委員より、庁内の決裁のフロー、チェック体制について、何らかの方向性、対応の指針を示してほしいとの質疑に対し、井川副市長より、今回、当初予算での計上の精査が甘かったという点では、こういう工事は基本的には単年で済ますのではなく、実施設計を行い、計画的に進めていく方向で職員に文書等で周知したい。また、議会に台数の誤った資料を提出したことについては、本当にあってはならない単純なミスであり、議会に提出する資料は、全職員で精査をするよう職員に対して直接指導したいと思うと答弁がありました。

委員より、実施設計の後に予算要求を行うことによって、今後、学校の要望に対応する速度が遅くなっていくことを懸念するが、一方で、今回のように1,040万もの高額な補正額になることを避ける意味では必要な対応だとも思うが、市として、速さより慎重性を優先させる方向なのかとの質疑に対し、担当課より、今回の事例も踏まえ、慎重に積算を進めていきたいと答弁があった後、続いて、井川副市長より、計画的に整備するものについては、計画する段階を前倒しして進めていきたい。また、緊急を要するものは、場合によっては議会に協議させていただくこともあると思うと答弁がありました。

委員より、今回のミスに対してペナルティが必要ではないかとの質疑に対し、井川副市長より、事務のミス等があった場合、市には懲戒処分の指針というものがあり、その処分を下した場合は外部にも公表する。また、そこまで至らない場合でも、文書による訓告や口頭での厳重注意があり、これまでいろいろなミスの際には、職員に処分を出してきている。口頭で終わる軽微なものもあるが、今回はこの内容に照らし、指針に基づいて判断したいと答弁があり、また、鷹本教育長より、長時間にわたって委員会から頂いたご指摘、ご指導も含め、今回の事案については厳しく受け止め、今後、職員体制も含め、厳正に対処したいと答弁がありました。

委員より、この事業の完遂する見込みはあるのかとの質疑に対し、担当より、生徒たちが早く冷房・暖房を使えるよう、年度内には完了するように努めたいと答弁がありました。

質疑終了後、委員より、討論の動議があり、職員にプロ意識が足りないのではないか。あるいは、昨年の木浦地区公民館の件がありながら、再び同様の失敗を繰り返しており、子供たちのことを考えれば、反対したくないのだが、教育委員会に猛省を促すため、当議案には反対という意見、また、賛成の立場の委員からも、当件について反省を求める意見がありましたが、起立採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決となりました。

このほかにも質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第84号については、9月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課、青海事務所関係では、担当より、5款1項1目ふるさと就職促進事業は、ふるさと就職資金貸付けの利用が好調で、5年分の利子相当を助成するお祝い補給金の追加と、貸付原資となる金融機関への預託金を追加するものである。

7款1項2目企業立地促進事業は、企業用地取得補助金の追加で、市内の事業所の新設に伴う土地賃貸料の2分の1、5年間分を助成するものであるが、事業所の創業予定が早まったことから、補正予算により対応するものである。

次に、移動販売支援事業は、一時、移動販売を中断していた事業所が再開することになり、運営費の支援補助金を追加するものである。

電子地域通貨普及促進事業（物価高騰対策）は、デジタル地域通貨の普及促進と併せて物価高騰に対する経済対策であり、この事業については、資料を基に詳細説明を受けております。

7款1項3目観光施設管理運営事業は、親不知ピアパーク内、漁火屋上の機械室の鉄製の扉と、ふるさと体験館のシャッターを更新するものであり、両施設とも建設から20年以上が経過してお

り、漁火の鉄製扉は屋外に面していることから、飛砂や塩害による腐食が著しく、扉が閉まらない状況になっている。また、ふるさと体験館のシャッターも同様の理由により、閉まらない状態であることから、いずれも冬前に修繕を行うため、150万円を追加補正するものであるとの説明がありました。

今回の補正予算の中でも特に電子地域通貨普及促進事業について、人口減少や高齢化社会を背景に、加盟店側と利用者側の視点から、この事業そのものに対して不安視する意見がある一方で、市民に寄り添う形として、特に高齢者に対して、使い勝手のよい取組を求める意見等、非常にたくさん質疑が交わされておりますので、その中で主なものを紹介いたします。

委員より、電子通貨は、高齢者には少し苦手かと思うので、高齢者向けの特別な説明会は予定されているかとの質問に対し、担当より、高齢者もマイナンバーカードのポイント付与ということで、かなりキャッシュレスになれ親しんでおられると考えているが、やはり説明を丁寧にしていききたいと思っている。例えば会合があつて出向いてほしいといったことがあれば、積極的に出ていききたいと考えていると答弁がありました。

委員より、説明会については、地域ごとに要望があると出向く形なのかとの質問に対し、市長より、今要望があればということもあるが、定例的に会合されているようなところには、事前に回っていくということも視野に入れていききたいと思っている。短期間に皆さんから情報を共有していただけるよう考えていききたいと答弁がありました。

委員より、店側の手数料が2%ということだが、小さい企業にとって、商店側にとってどういったメリットがあるかとの質問に対し、担当より、手数料については、加入促進を図る意味合いでも何かできないかということ協会の中で検討していききたいと考えている。また、店舗側のメリットについて、今、国のほうで推進しているキャッシュレス化に向かうことにメリットがあると思っている。それを行政が、協会の一員として入るということで、民間のキャッシュレスよりも少し安心感が加わると考えており、できるだけご負担をかけないようにデジタル化の推進という意味合いのキャッシュレスを推進していききたいと考えていると答弁がありました。

委員より、加盟店が電子通貨のために機械を設置しないといけないと思うが、その設置費用についてどれくらい助成するのかとの質問に対し、担当より、今回導入するシステムでは、加盟店側のそれぞれの考えがあると思うが、まず、お客様のカードを読み取るための機器として必要となってくるのは、スマートフォンかタブレットである。また、それらを置かないということであれば、店舗の情報を記載したQRコードをレジの横に置いておくだけでも加盟はできる。新たに機器を整備される、購入される方については、市のほうでも機器導入補助ということで計画をしており、今後、案内して、今ご案内している店舗側の説明会の中でも説明をしていききたいと考えていると答弁がありました。

委員より、年間の維持経費、管理費はどのくらいかとの質問に対し、担当より、お金の流通の規模を約4,000万円と仮定した場合、今300万円ほどの維持費がかかると見ている。流通量によって維持費が変わってくるため、市内でお金が回れば回るほど、もう少し増えてくるというイメージであると答弁がありました。

委員より、フレイル予防の健康ポイントに対するひもづけや、ごみ拾いといったボランティア活動に参加した場合にポイントがたまる等、ほかの電子通貨より翠ペイのほうがお得であるというよ

うな取組をする考えはあるかとの質問に対し、担当より、大手の何々ペイと比較したときに、ポイントバックキャンペーンも、そう度々打てるわけではない。大手と勝負しても、なかなか太刀打ちできない。地域内で使うというところに一つメリットを置くと、フレイル予防、健康づくり、ボランティア活動というようなものに対して、市民の皆さんの動機づけになるポイントを付与することによって、市民の皆様も市内でお買物ができる。こういう活動に参加したらポイントがもらえるのだというようなことで、どんどん参加しようという動機づけにつながっていけば、このシステムとすれば大変ありがたいと考えている。行政としても、行政ポイントの付与の仕方というのを検討する必要があると思っているし、令和6年度の新年度予算に向けては、各課に市民の皆さんの行動変容を促せるようなポイント付与ができないかということで指示をしているところであると答弁がありました。

次に、移動販売支援事業について、委員より、市街地でもかなり歩けない人がたくさんいる。特に駅北エリア、横町1丁目あたりであるが、それ以外でも市街地を細かく回ってほしいと思うが、その辺のフォローもされているかとの質問に対し、担当より、販売エリアの設定については、各事業が、どういったところで、どういったものを売るかというマーケティングの世界で競合しているところであり、ここを回ってくれということは、行政からそこまでは関知していないところである。

しかし、個人の要望までお聞きになる事業者も中にはいると聞いており、地域の要望であれば、行政を通じて事業者がこの地域を巡回してほしい。こういった場所を提供できるという話はさせていただいたことがあるため、今後、そちらについての対応は可能と思っていると答弁がありました。

続きまして、農林水産課関係では、担当より、6款2項2目地場産材利用拡大事業は、ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業補助金の追加であり、申請状況が大変好調で、6月30日締切りの1次募集で、年間の募集枠がほぼ埋まるという状況の中、7月5日から環境生活課所管の糸魚川市省エネ住宅認定制度及び補助制度が新たに創設され、10件分の補助金募集が開始された。この省エネ住宅補助金は、本補助金との併用を可能とし、相乗効果を狙うものであることから、地場産材利用拡大の機運をさらに促進するため、本補助金を追加するものであるとの説明がありました。

委員より、ウッドショックの影響や海外から木材が入ってこないことで、糸魚川の資材が注目されたとか、流通が何か刺激されたとか、そういうデータとか話があるかとの質問に対し、担当より、本補助金の推移を見ると、ここのところ年々と申請額が増えている。400万円の予算満額執行が2年続いており、今年さらに申請が増えているため、そういったところでは、糸魚川の木が見直されて、使っていただいているという状況であると答弁がありました。

委員より、糸魚川産木材が多く使われていることは、助成金だけでなく、施工業者や木材を取り扱う業者さんからPRにご協力いただいている結果ということでよいかとの質問に対し、担当より、そのとおりだと思っている。ふるさとの木の家づくり振興協議会では、川上、川中、川下の事業者、糸魚川地域振興局、市が一緒になって、この補助金をどうやって皆さんに使っていただくかを考えながらPRしている。この制度が浸透していき、制度を使っただけの建築業者も増えているところで、今年のような成果が出ていると思っていると答弁がありました。

このほかに若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第84号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第84号については、9月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

福祉事務所関係では、担当課より、3款1項老人福祉費、地域密着型施設整備支援事業は、第8期介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者グループホームの整備を進めており、昨年度、公募によりエフビー介護サービス株式会社を事業者として特定し、整備に係る補助金については、令和5年度当初予算に計上しているが、新潟県から昨今の物価高騰に対応するため、補助単価を上げる旨、通知されたことから、改正内容に準じて市から事業者への補助金額を増額したいという説明に、質疑はありませんでした。

2項子育て支援費、障害児通所支援事業は、障害児に対し、日常生活に必要な訓練等を行う児童発達支援や放課後等デイサービスに2か所の事業所が新規参入したため、利用の増加を見込み、給付費を増額したいものである。新規参入する事業所のうち、「ほっぷすてっぷ」については、3種類のサービスを行う多機能型事業所となるが、重症心身障害児を対象としたサービスから主に始めるとのことで、児童に対する事業分の補正をしているという説明に、委員より、入浴施設について質疑があり、重度の障害をお持ちの方の入浴に関しては、課題の一つと捉えており、入浴サービスの提供に向けた支援の方策を今検討しているところであるとの答弁がありました。

健康増進課関係では、担当課より、4款1項予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和5年秋開始接種において、個別接種を促進する医療機関への報奨金が不足するため追加するものであるという説明に、委員より、令和5年秋開始接種の対象人数と使用するワクチンについての質疑があり、令和4年秋開始接種と対象が同様であり、実績の人数の約2万5,000人を見込み、秋開始に使われる新たなワクチンは、オミクロン株XBB1.5対応の1価ワクチンを用いる予定である。

コロナの感染状況については、7月の半ばから8月にかけて若干増えたが、現在は少し落ち着いてきている。症状については、かなり個人差があるように捉えている。接種の開始について、糸魚川市では、国からの十分な量のワクチン配送を待って、開始時期を10月2日とすることで希望される方は受けられるという体制を準備しているという答弁でありました。

このほか若干の質疑がございましたが、ご報告は割愛します。

以上で、議案第84号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

議案第84号、令和5年度補正予算について、反対の立場で討論します。

10款3項1目糸魚川市の中学校空調設備事業改修事業1,040万円の補正予算は、当初予算3,960万円に対し、5月に実施設計時に冷房能力の計算の結果、設備台数や電気設備の不足額が生じ、エアコンの台数も糸魚川中学校8台が9台に、東中学校8台が12台に、計16台から22台と5台も不足していることが判明しております。

また、総務文教常任委員会での審査においては、設置するエアコンの台数を1台少なく報告し、私の質問に答えるまで基本的な誤りに気づかないというチェック機能など、ずさんさを露呈しております。

先行した東中学校のエアコン設置も入札が不調に終わり、結局1台も設置できない状況となっております。いい加減な見込みで計画どおり設置できず、この猛暑の中、被害者は子供たちと言えるでしょう。

こうしたずさんな積算行為は、昨年、指摘されました木浦公民館解体事業において、当初予算とほぼ同額の補正予算を議会報告もなく拋出し、そのときも指摘しており、また、今回のジオステーション、鉄道ジオラマの改修費についても費用対効果の面からも確認作業が不十分であり、何を改修したのか、その成果も結果も何一つ確認できるものではありません。

また、設備会社社長によるパワハラ行為によって、やめざるを得なくなったスタッフの件も重大問題であります。

こうした予算の積算根拠、予算執行部の検査体制、また人材管理など、管理監督制体制が不十分であり、過去の教訓が全く生かされていないとも言えます。

再発防止を誓ったとて繰り返される不始末、このようなことが二度とないように猛省し、市民の信用を回復するよう努力いたします。このせりふを何度聞いたことか。かといって、市長、教育長が、責任を明確にするわけでもありません。これでは、部下職員にけじめなどつくわけがありません。予算は市民の血税であり、日々の厳しい生活からの貴重な税金であります。ゆめゆめおろそかにすることがないように繰り返し申し上げ、議案第84号、令和5年度補正予算につきまして、反対の立場で討論を行いました。

終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第84号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

3款民生費の2項2目41の障害児通所支援事業の2,760万円は、障害児通所給付費2,520万円と障害児相談支援給付費240万円の補正で、当初予算の約半額となる増額であります。

資料によりますと、今年4月より放課後デイサービスを行う「また明日いといがわ」と、今年6月より重心対応型児童発達支援と重心対応型放課後等デイサービスと生活介護を行う「ほっぷすてっぷ」の両事業所が開設したことによるものであります。特にほっぷすてっぷでは、定員5名として就学前の児童の発達支援を行い、放課後デイサービスでは小学校から高校生までを対象とし、生活介護では18歳以上の障害者を対象としています。子ども一貫教育のように、切れ目のない福祉事業の拡充が図れるもので、地域ニーズに応えるものと理解しております。

次に、7款商工費、1項2目17の移動販売支援事業の30万円の増額補正は、休止していた事業所が再開するためのもので、買物に困っている方への支援が広がるものと理解しております。

次に、7款商工費の1項2目の62の電子地域通貨普及促進事業1,600万円は、新規の補正です。目的は、市内経済活動の活性化で、加盟店の拡大とともに電子地域通貨の市民への普及となります。この事業の推進を図るためのお得なポイント付与をするものであります。

ただし、6か月の期限付なので、スピード感がないと失敗をいたします。事業が成功するように、説明会一つ取っても楽しい場所にすることや使って安心となるように内容を分かりやすく周知すること、さらに利用すれば、次から次へと何かしらの楽しみが広がるといった電子地域通貨になることを期待しております。

現状では、大手の電子通貨やカード会社のポイント付与がある中で、新規の電子地域通貨となるため、認知されるまでに相当な時間を要すると思いますが、大手に対抗するのではなく、健康づくりやボランティアによるポイントの付与とともに、中高生や高齢者が気軽に使えるコミュニティの媒体に成長してもらいたい事業であります。さらに言えば、駅北エリアにおける教育や福祉の分散型施設で活用できるところまで発展するように期待しております。

次に、10款教育費、3項1目学校管理費、中学校空調設備整備事業1,040万円の増額は、糸魚川東中学校と糸魚川中学校の特別教室のエアコン設置に係るものであります。

予算書だけを見れば特段問題ないのですが、行政の議会に対する説明が非常にお粗末なもので残念でありました。例えば1つ目として、当初予算と実施設計のエアコンの台数と冷却能力の説明が曖昧であったこと、2つ目は、当初予算と実施設計の電気設備工事費の差額では、糸魚川中学校で230万円、東中学校においては、高圧受電設備の変圧器の改修が必要になり、そのみで450万円の増額となっています。3つ目は、当初予算と実施設計の工事費の1,040万円の差額について、所管の委員会では、すらすらと説明ができなかったこと、4つ目は、9月7日の議会

提出の資料のエアコンの台数が間違っていたことでもあります。

補正予算の肝になるのは、積算根拠であります。その積算根拠が曖昧になるときは、業者との癒着や市の職員同士の怠慢が疑われます。今回は、古畑議員のチェック機能が発動したことで1,040万円の内訳については、まともな数字で審査ができたのでよかったと思っております。もし審査後に数字の誤りが発覚したら、審査そのものが台なしとなり、議会を欺く形になっていたと思います。過去の教育長の答弁や理事者の責任の取り方について納得のいかないところがあったため、総務文教常任委員会では、3対2の僅差の可決となっております。議会提出資料のエアコン台数の記載ミスと積算根拠となる各項目の数値の把握の甘さについては、何らかの処分は必要と私は思っておりますので、行政の報告を待ちたいと思います。

ただ、私は一般質問でも指摘しましたが、6月定例会以降、市民の声として、市職員の対応等で指摘が増えていることを懸念しておりました。職員の気持ちがたるんでいるのか、業務内容が能力をオーバーしているのか、幹部職員の監督や指導が甘いのか分かりませんが、この機会に庁内全体で気を引き締めていかないと、大きな事故につながることを改めて指摘をしておきます。

それから、今回の補正については、中学生の学びのための環境整備ということと、1,040万円の補正額自体は間違っていないので、議案第84号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）については、賛成をしたいと思います。

以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第68号から同第78号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第68号から同第78号までを一括議題といたします。

本案については休会中、決算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一決算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

決算審査特別委員会委員長報告。

これより、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました決算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第68号、令和4年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定、議案第69号から同第74号までの令和4年度特別会計歳入歳出決算認定が6件、議案第75号から同第78号までの令和4年度企業会計決算認定4件の合計11件であります。

去る9月12日から9月14日までの3日間にわたり審査を行ってまいりました。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な内容につきまして、ご報告いたします。

詳細についての報告は、議長、議会選出監査委員を除く議員16人が委員であることにより、詳細につきましては省略をさせていただき、委員会の集約事項3点についてのみの報告とさせていただきますので、ご了承ください。

1点目は、7款商工費、1項3目観光費であります、糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業の鉄道ジオラマ修繕委託料450万1,200円についてであります。

本事業は、ジオラマの製作を行った株式会社ディディエフに委託されたもので、修繕完了後から列車積載カメラやモニターと映像の不具合、レールの不具合、カーブにおける列車同士による接触不良と不具合が全く改修されていないとの指摘があり、委員長より、修繕内容の確認や修繕完了後の検収の結果につきまして、契約事項が履行されておらず、大規模改修の契約不履行ではないかなど、多くの質疑・意見が出されました。

行政からは、状況を確認し、改善を求めていきたいとの答弁もありましたが、委員会として、列車積載カメラやモニター、既存のレールの張り替えなど、契約の仕様書に不透明な答弁がなされているところがあるので、内容を確認し、不適合な点についてしっかりと相手方を追及し、その責任を明確にするとともに早急なる改善を図り、その結果を議会へ報告することを強く要求することを集約としております。

2点目は、同じく7款1項3目で柵口温泉権現荘管理運営事業について、権現荘を今後どうしていくのかの質疑に対し、権現荘譲渡先を募集中であり、今後、手続を進めていきたいとの答弁がありました。

委員からは、譲渡に至るまでのこれまでの管理運営について総括しておく必要があるとの意見があり、委員会として、権現荘の管理運営について、これまでの経過の責任を明確にし、施設所有者としての見解と第三セクター株式会社能生町観光物産センターの50%の株主としての糸魚川市としての見解を示し、議会に対して報告することとして、集約としております。

3点目は、14款1項1目予備費について、木浦地区公民館の解体工事への予備費の充用について、当初予算とほぼ同額の補正予算に充当するなど、予想できるアスベスト除去費用など、しっかりと積算されておらず、議案説明時にも間違った説明を行うなど、極めてずさんであるとの意見に

対し、予備費については、当初予算で不足が生じ、どうしても補正が待てないときのためであるが、そういう場合はしっかりと所管の委員長、もしくは議長に事前に説明をする。また、事後になるかもしれないが、所管の委員会ですっきりと説明をしていくという姿勢で改めてやらせていただいた。予算執行に当たっては、しっかり調査をして、当初に見込めるものはしっかりと見込んでいく。そうした姿勢で進めたいとの答弁がありました。委員会の集約事項として、予備費の充用に当たり、積算根拠につきましても十分検討し、説明に当たっても間違いのないように努め、今後、全体的に疑われるようなことを生じないような予備費の執行を望むとまとめております。

最後に、3日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行にご協力をいただき、また、12時間を超す長時間にわたる熱心な審査の上、決算審査を終了することができました。ここに、副委員長と共に、皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第68号、令和4年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

3款総務費、1項4目企画費、糸魚川ジオパーク、匠の里創生事業、予算額308万1,000円、支出額243万538円は、これまで多くの予算と時間を費やしてまいりましたが、匠の里創生事業としての成果を上げた事例とは言い難いと判断します。令和4年度で終了し、別の事業に移行することですが、匠の里創生事業のまとめと分析、反省がないままでは、思いつきで効果のない事業をまた繰り返すことを行政に強く認識していただく意味で、この事業の決算認定には反対します。

7款商工費、1項4目ジオパーク推進費、ジオパーク推進事業、予算額1,075万2,000円、支出額976万8,832円のうち、東京事務所管理運営補助業務委託料26万2,416円、東京事務所使用負担金109万5,371円は、東京事務所を設置し、これまで多くの予算と時間を費やしてまいりましたが、その効果が市民に還元されているとは言い難いと判断します。配属した専

任の職員も引き上げてきましたが、その実績報告もなく、この事業の決算認定には反対します。

7款商工費、1項3目観光費、糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業、予算額2,615万1,000円、支出額2,491万5,516円のうち、施設維持管理委託料924万1,762円、鉄道ジオラマ修繕委託料405万1,200円は、新幹線駅糸魚川駅開業における目玉スポットとして造られ、子供たちや多くの鉄道模型ファンが訪れるジオパル鉄道ジオラマですが、経年による修繕工事への対応の悪さが原因でトラブルとなっていることが、特別委員会で明らかになりました。早急の対応を行うと行政側の意向はあるものの、これまでこの施設の運営に多大な尽力をいただき、功績ある市民を裏切る行為と受け止めています。修繕工事の検査やトラブル防止への行政対応が不十分であったと判断します。

したがって、この事業の決算認定には、反対します。

8款土木費、6項1目都市計画総務費、復興まちづくり整備事業施設基本計画策定業務委託料、予算額737万7,000円、支出額722万7,000円は、基本計画案の成果品提出が遅れたのは、基本構想を市民に示し、意見を聞いて計画敷地が変更となったと担当課の説明がありましたが、もともとの子育て施設の建設計画の設計と事業をDBO方式とする行政の進め方に問題があったためと考えます。予算を繰り越し、成果品が提出されたものの、極めて簡便で数少ない図面と資料で計画の内容を理解し、どのような利用がされていくのかをイメージすることは困難、その一方で、DBO方式としたい旨の説明が繰り返されるだけでありました。

このようなことの延長で、慎重に検討して対応してまいりますとの議会説明とは裏腹に、所管する建設産業常任委員会に基本計画案を示すことなく、いきなりパブリックコメントに基本計画を出す事態となり、結果として反発を招き、いまだ議会の承認もなく、市民との合意形成ができていません。そのもととなった令和4年度の復興まちづくり整備事業施設基本計画策定業務委託料の決算認定には反対します。

以上の理由により、議案第68号の決算認定に反対いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第68号、令和4年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

7款商工費、1項3目観光費の3、糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業の鉄道ジオラマ修繕委託料450万円について、修繕の内容は、車両につけるカメラをデジタル化することとレールの張り替えと説明がありました。

ただ、模型の列車がカーブですれ違うときに車両が擦れることがあり、仕様書と修繕の内容が一致しているかを確認して議会に報告してもらうことが集約されたことで、私は決算自体を了承することにいたしました。令和3年10月28日の建設産業常任委員会で所管事項調査を行い、展示ス

ペースの不足とジオラマ鉄道模型の老朽化を調査しておりましたので、大規模修繕終了後に議会報告があればよかったですと思いました。

また、今年の6月10日に鉄道模型合同運転 in ジオパルが開催されておりますので、そのときには不具合があったのかなかったのかについても、所管の委員会に報告すべきと思いました。

ジオパル自体は、北陸新幹線開業時の目玉施設としてオープンし、今では糸魚川市の名物施設となっていることから、誰もが気持ちよく利用できるようにしてもらいたいと思います。また、糸魚川駅の施設ということで駅北エリアへの入り口として、分散型施設としての意義もあることから、昨年観光協会を辞められた職員の復帰も含めて、円滑な管理運営を行政と観光協会に望むものであります。

7款商工費、1項3目観光費の8、柵口温泉権現荘管理運営事業について、平成27年の赤字の補填から大問題になった施設であります。民間の元支配人の経営責任の追及を同僚議員と行いましたが、元支配人が退職したことやおわびの一時金の返納という形で幕引きとなりました。

また、権現荘は、市直営から糸魚川市が50%の株を持っている第三セクター能生町観光物産センターに指定管理者として権現荘の管理を任せることになりました。

ところが、権現荘の仕入れの問題や経営に疑問が生じる中、コロナ感染症という災害級の影響があり、リスク分担の補填の在り方について問題が起きました。

また、指定管理を受けた能生町観光物産センターにとっては、経営努力でためた積立金を権現荘につぎ込む形となっております。現在は、権現荘の譲渡を進めているところですが、これまでの権現荘の経営について、市直営のときと第三セクターのときの経営責任について総括を行い、議会に報告することを集約していただきました。

私は、委員会の判断を画期的なことと評価しております。

次に、10款教育費、1項1目学校管理費のところ、令和4年度の不用額について、小学校のグラウンドの照明の球切れと防球ネットの支柱の傾きの修繕を3年前から要望されていることを例に挙げて、施設の安全性を確保するためには不用額を利用してでも対応すべきではないかと質問したところ、教育次長より、令和5年度中に対応する旨の答弁を頂きました。

次に、10款教育費、7項3目社会教育費の公民館費で、地区公民館施設整備事業の木浦地区公民館施設解体工事について、昨年の所管の委員会調査で入札監視委員会による調査を行うように要請し、その結果が特段問題なしとの回答を頂いているので、木浦地区公民館施設解体事業の512万円は、賛成をするものであります。

また、14款予備費の執行では、緊急性のあるものや市民生活に影響のあるものについては、議会への報告と相談を速やかに行うように、改めて行政に指摘をしておきます。

最後に、このたびの3つの委員会集約は、とても評価しております。決算審査特別委員会の委員長をはじめとする各委員の対応に感謝しております。

行政に対しては、3つの集約事項を早期に完結することを強く求めて、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第68号、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2款総務費の個人番号カードは、国民総背番号制度であり、問題があります。医療だけでなく、様々な個人情報がかもつけされていく危険性がありますし、プライバシーを不当に侵害されることがないように規制する法律がないことから、個人情報保護の点で疑念があります。

同時にマイナ保険証でなくとも、現行の健康保険証番号でオンラインでの資格確認が98%以上行われており、何の問題もないと言われております。かえってマイナ保険証では、一、二か月前の医療情報となってしまうので、医師には不便になるとのことです。

個人番号カード普及促進事業は、民間に情報提供することが想定されていることと同時に、行政の窓口リストラも考えられており、高齢化が進む本市にとって、冷たい窓口になりかねないものがあります。

マイナ保険証は5年たったら自分で更新しなければならないそうではありますが、マイナ保険証にした高齢者の方は大丈夫なのでしょうか。関連した住民票等コンビニ交付事業も、今後、紛失等による被害も想定されますし、基本的に同じ仕組みの上に成り立つものとなり、反対であります。

7款商工費ですが、シーサイドバレースキー場管理運営事業に9,090万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に9,550万円、両スキー場合わせて約1億9,000万円計上されております。グリーンメッセ能生管理運営事業の3,500万円を合算すると、約2億2,000万円です。

今後、地球温暖化が進むにつれ、スキー場は営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくのは明白であります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと言いつけてきましたが、残念ながら、そのような先を見据えた取組がなされているとは言い難いと考えます。地球温暖化のたがが外れたと言われるような状態にまで温暖化が進み、抜本的メスを入れるべきと考えますが、そのようにはなっておりません。

柵口温泉権現荘管理運営事業では、直営から指定管理に移行する際、市が旅館経営する時代ではない。4億円かけて改修するのではなく、民間移譲すべきではないか、また温泉センターにすべきではないかと議論が交わされました。コロナ禍で民間の宿泊事業者が厳しい状況下で苦しんでいるとき、その当時、議論されたことが生かされているのか、甚だ疑問であります。

8款土木費の復興まちづくり整備事業の建設基本計画策定業務委託料、繰越明許費ですが、727万7,000円です。周辺住民の意見を聞いた結果、子育て施設を考えているとお考えのようですが、地元では、市は何も言うことを聞いてくれないという意見が多くあります。

また、設計、施工、管理運営を一括で発注したいということは、現ごみ処理施設のように、高い価格で市長が業者を決める仕組みになってしまうおそれがあります。このやり方はよくないと考えます。

10款、木浦地区公民館の解体工事に関してですが、入札は6月21日、落札額620万円、落

札率98.7%で、株式会社笠原建設が落札し、契約されたということです。

この施設は、昭和53年（1978年度）に笠原建設が建築したとの説明でした。入札前に、糸魚川市が上越環境科学センターに152万9,000円かけて、アスベスト含有建材の分析調査を委託していますが、屋根部分は含まれていませんでした。その分、その分析結果報告を受けての入札で笠原建設に決まった後、6月27日、現地打合せをし、7月1日、屋根部分にアスベストが確認されたということでもあります。請負業者である笠原建設が、580万8,000円の変更による増額の概算費用を提示し、補正で520万円追加する内容でありました。

発注者の糸魚川市が、屋根部分のアスベスト確認をしなかったこと、木浦地区公民館を建設した笠原建設が、屋根部分にアスベストがあることを忘れており、落札した後、アスベストを確認したという説明でありましたが、理解できないので賛成できないものであります。

以上、主な事項を述べましたが、一般会計決算に対する反対討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

議案第68号、令和4年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

7款商工費、糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業における鉄道ジオラマ修繕委託料450万1,200円の支払いと経費について納得ができていないということが理由であります。

私としては、私がこの2年以上、入札や契約に関する不自然と思える点を指摘し続けてきたもろもろの案件と通じることであると思うからであります。特に駅北大火復興支援住宅での実施設計業務委託において、国の積算基準である建築基準法上の面積より、わざわざ350平方メートルほども広い延床面積で積算し、金額にして約125万円も多く支払った不可解な監理面積もそうでありますし、また同じくやっていないし存在もしない構造計算適合性判定申請書に約7万5,000円を支払ったことなどであります。さらに、これらの根拠を示す打合せの記録もありません。

今回のこの件も、大改修後、最も重要とも言えます画像、あるいはレールの不具合が頻発しており、いまだに改善されていない修繕費に約450万円が、既に支払われております。その対応や経緯の説明も納得のいく内容にはなっておりませんし、お客様とのトラブルも度々発生しており、利用料の返金もされている事態だといえます。

私が、指摘してまいりました県単価の漏えいも、また、本定例会の一般会計補正予算の糸魚川中学校、糸魚川東中学校の空調設備事業の増額も同様ではないかと思えるところでありますし、単なる事務処理手続のミスなどではなく、根底にあるのは、もろもろの点におけるチェック体制の不備であり、公金に対する扱いや認識の甘さ、加えて、管理責任にも問題があるのではないかと思います。令和4年度一般会計決算については、私はこの一点であります、看過できるものではなく、猛省を求めて、以上の理由から反対とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号、令和4年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第72号、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号、令和4年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号、令和4年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号、令和4年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第76号、令和4年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第77号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第78号、令和4年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第 8．発議第 4 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 8、発議第 4 号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第 4 号について、提案理由を述べます。

提案理由につきましては、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の文案を読み、提案理由とさせていただきます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものであります。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のためにワクチン接種が有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくないと聞いております。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳などに障害が残ることもあると言われております。

そこで、政府に対して一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や、予防接種法に基づく定期接種化を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものであります。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣としております。

なお、糸魚川市民のみならず、全国の方々が、どこにいても安心して予防接種ができる環境整備が必要と考えますので、議員各位におかれましては、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申

上げます。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第5号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、発議第5号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

発議第5号について、意見書を読み上げ、提案理由といたします。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過しました。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々が、いまだ多数おられます。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんが、いまだ帰国を果たしていません。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっています。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父、滋さん、田口八重子さんの兄、飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれています。

よって、国会及び政府におかれましては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を最優先、最重要課題と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み、時期を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣（内閣官房長官）に意見を提出いたします。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

10月20日に開催予定の糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知いたします。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和5年第3回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月28日から本日までの長期間にわたり、条例改正や決算認定など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきまして、誠に厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に5点についてご報告申し上げます。

最初に、糸魚川総合病院の産婦人科医師採用と分娩の再開について、ご報告申し上げます。

産婦人科医につきましては、糸魚川総合病院及び新潟県と連携し、協力して医師確保に向けて取り組んでまいりましたが、11月から産婦人科常勤医師1名を新たに採用できる見込みとなりました。これにより、分娩の取扱いが再開できることとなりますが、再開時期につきましては、糸魚川総合病院において調整中でございます。

引き続き、市民の安全で安心できる医療体制の確保に向けて、関係機関と連携をしてまいります。

2点目に、新潟県地域卒医師養成修学資金貸与制度における連携市町村の採択について、ご報告申し上げます。

県と市町村が連携して実施する地域卒医師養成修学資金貸与制度につきまして、令和6年度も新たに1件採択となりました。

本制度は、貸与を受けた医学生が、卒業後の一定期間、医師として市内の病院に勤務するものでございまして、地域医療体制の維持につながるものと大いに期待しているところでございます。

今後も引き続き、関係機関と連携を図り、地域医療を担う人材確保に努めてまいります。

3点目に、台湾旅行社へのトップセールスについて、ご報告申し上げます。

10月2日から6日までの予定で、インバウンド観光の推進に向け、北アルプス日本海広域観光連携会議の代表として、台北の大手旅行会社に対し、営業を行ってまいります。あわせて、台湾ジオパークネットワークの総会に出席をし、糸魚川ジオパークの特徴や魅力を周知する中で、外国人観光客の誘致促進を図ってまいりたいと考えております。

4点目に、木地屋シンポジウム in いといがわの開催について、ご報告申し上げます。

10月28日から29日までの木地屋民俗資料館及びビーチボールまがたまにおいて、滋賀県東近江市の協力の下、木地屋の歴史と民族をテーマとした第1回木地屋シンポジウムを開催いたします。独自の技術で、腕木地等を製作してきた木地師の歴史や全国の木地屋をつなぐ制度の特有な民族文化について紹介するものであります。

この機会に、木地屋文化について理解や関心を深めていただき、普及啓発につなげてまいりたいと考えております。

最後に、第39回全国削ろう会糸魚川大会の開催について、ご報告申し上げます。

11月11日から12日まで市民総合体育館において、実行委員会主催により、かんなの薄削りを競う全国大会を開催いたします。

大会には、国内外から2日間で300人を超える方から出場申込みがあり、学生の部で現在3連覇中の市内の中学生が、今回は一般の部に挑戦をされるとお聞きいたしております。大会を通じて、森林の多面的機能や、林業、地場産木材の利用促進に加え、担い手の育成などに関心を持っていただけるよう、親子で楽しめるイベントや大工道具店の出店などを予定いたしております。市内外の皆様からご来場いただきたいと思いますと考えております。

なお、1日目の競技終了後の交流会においては、同日開催のいといがわバル街との連携をし、糸魚川の食の魅力について発信をしてまいりたいと考えております。

以上、5点について、ご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和5年12月市議会定例会の招集日を11月27日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これをもちまして、令和5年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時20分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員